

令和2年度税制改正に係る要望書

令和元年11月

千葉県町村議会議長会

現在、政府・与党において、令和2年度税制改正に向けて本格的な議論が行われておりますが、ゴルフ場利用税は、町村にとって極めて貴重な財源となっており、廃止・見直しされた場合は住民サービスの提供や財政運営に多大な影響を被ることとなります。

また、法人事業税は、令和2年度以降、税込の一定割合が市町村へ交付され、市町村の貴重な財源となります。

つきましては、我々地方が地方創生への取り組みをはじめとする諸課題に的確に対応していくためにも、現行制度の堅持に向けて御尽力くださるよう強く要望いたします。

記

1 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

2 法人事業税収入金額課税方式の堅持

法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は多大な行政サービスを受益していることや、現時点では競争環境

が必ずしも十分に整っていないこと、また、都道府県の大
幅な税収減となった場合、市町村に交付される法人事業税
交付金の減収につながることを踏まえ、同制度を堅持す
ること。

令和元年11月28日

千葉県町村議会議長会長 市原重光